マニフェスト交付等状況報告の手引き

（建設業者向け）

平成20年１月

大阪府・大阪市・堺市・高槻市・東大阪市

廃棄物処理法に基づき、平成 20 年度から産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出が義務化されました。

■ 対象事業者

前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託し、マニフェストを交付した全ての事業者

※１　建設業においては原則として元請業者が建設廃棄物の排出事業者になります。

※２　電子マニフェスト（廃棄物処理法第 12 条の 5 に規定する情報処理センターを使用した登録及び報告）を活用している場合は、同法第 12 条の 5 第 8 項の規定により、処理センターが報告を行うため、事業者自らが報告する必要はありません。（詳細はＰ９）

■ 報告内容

事業者として前年度（前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日）において交付したマニフェストの交付等の状況（産業廃棄物の種類、排出量、マニフェストの交付枚数等）

■ 報告単位

廃棄物処理法の所管行政庁（**大阪市、堺市、高槻市、東大阪市**、その他の大阪府の区域は**大阪府**）の区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等（本社、営業所を含む）ごとに、それぞれの区域内の作業所（現場）等において交付したマニフェストを集計して報告

■ 報告者

各行政庁の所管区域内の作業所（現場）を総括的に管理している支店等の代表者。1 法人 1 事業所の場合は法人の代表者です。（いずれも印鑑は必須ではありません。）

個人事業者の場合も考え方は同じです。

■ 報告書の提出先

マニフェスト交付等状況の集計区域に応じた廃棄物処理法の所管行政庁の長

※マニフェスト交付等状況報告書を紙情報で郵送いただく場合は、お手数ですが封筒に「マニフェスト交付等状況報告書在中」とお書きください。（送付先住所等は P12 参照）

■ 報告書の提出期限

毎年 6 月 30 日まで（提出部数：1 部）

■ 根拠法令

廃棄物処理法 第 12 条の 3 第 6 項	管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出しなければならない。
廃棄物処理法施行規則 第 8 条の 27	法第十二条の三第六項の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（政令市にあっては、市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市にあっては、市長）に提出するものとする。

■ 罰則等

マニフェスト交付等状況報告の義務を怠った場合は、都道府県知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨が公表されることがあります。公表後に改善が見られない場合には必要な措置をとるよう命ぜられる場合があります。この命令に違反した場合には、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

■ 紙情報で報告していただく場合の記入例

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 20 年度）

平成 20年6月30日

大阪府知事　殿
（市長）

報告者
住　所　大阪府○○市○○町○○丁目○番○号
氏　名　霞ヶ関建設㈱　大阪支店
支店長　大阪　次郎
電話番号　○○ー○○○○ー○○○○

コード表①から選択

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第６項の規定に基づき、平成 19 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	大阪府　管轄内事業場					業種及びコード	コード 06	業種 総合工事業
事業場の所在地	大阪府　管轄区域内				電話番号	00-0000-0000	担当者名	環境安全課

番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量（ｔ）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード
1	コンクリート塊 1501	○○	○○	0000000000	○□運輸㈱	大阪府大阪市○○区1－1－1 27100	0000000000 102	㈱××産業	
2	木くず 0800	○○	○○	0000000000	△△物流㈱	大阪府堺市○○区0－0－0 27201			
2				0000000000	㈱××運送	大阪府岸和田市○○町1－1－1 27202	0000000000 103	□□環境㈱	
3	その他のがれき類（石綿含有産業廃棄物） 2440	○○	○○		自社	大阪府泉大津市○○町地先 27206	ー 302	大阪湾○○環境整備○○○○	

通常は処分場所
積替保管場所
コード表②から選択
コード表③から選択
コード表④から選択
運搬先の住所と違う場合に記入して下さい。
同じ番号
積替えにより運搬受託者が途中で変わる場合
コード表③から選択

備考
1　この報告書は、前年４月１日から３月３１日までに交付した産業廃棄物管理票について６月３０日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が２以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列４番）

■ 記入上の注意事項

① 産業廃棄物の種類、運搬受託者、処分受託者ごとに記入すること。

② 区間を区切って運搬を委託した場合には、区間ごとの運搬受託者について全て記入すること。

③ 建設系の事業場のように同一の都道府県（政令市）の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場（工事現場）が 2 以上ある場合には、これらの事業場（工事現場）ごとのマニフェスト交付等状況を所管行政庁の区域ごとにまとめた上で提出してください。

④ 電子マニフェストを活用する場合にあっては、情報処理センターから直接都道府県知事又は政令市長に対して報告がなされますので、事業者から報告していただく必要はありません。ただし、一部紙マニフェストを使用している場合は、その分については報告してください。

⑤ 個々のマニフェストに記載する数量は t、kg、m^3、L 等のいずれの単位も認められていますが、報告書の排出量の単位は必ず t（トン）を用いて報告していただく必要があります。従って、t（トン）以外の単位が用いられているマニフェストについてはマニフェスト交付者において適切な単位換算方法により t（トン）に換算を行って集計してください。どうしても重量がわからない場合は、別添の換算表により t（トン）に換算を行って集計してください。

⑥ 報告書で 4 行以上必要な場合は、バラバラになった場合にも分からなくならないよう、2 枚目以降も報告者の部分を記載したものをコピーをして記載してください。番号は 2 枚目以降も含め連番にしてください。

⑦ 押印は不要です。

■ **記入要領**

項目	説明
報告者の住所	作業所（現場）を統括管理している支店等の住所を府県名から記載してください。 1 法人 1 事業所の場合は本社の住所を記入。個人事業者の場合も考え方は同様です。
報告者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。屋号がある場合には屋号も記載してください。法人の場合は法人名、支店等の名称、代表者の氏名を記入してください。
報告者の電話番号	上記の支店等の電話番号を記入してください。
事業場の名称 （行政庁管轄内事業場）	建設業の場合の事業場とは作業所（現場）が該当し、廃棄物処理法の行政庁の所管区域ごとに取りまとめ、その取りまとめた区域内事業場と記載してください。 例１：○○市管轄内事業場　　例２：大阪府管轄内事業場
事業場の所在地 （行政庁管轄区域内）	廃棄物処理法の所管行政庁の区域内ごとに取りまとめ、その区域を記載してください。　　例１：○○市管轄区域内　　例２：大阪府管轄区域内
業種及びコード	コード表①より事業区分を選択し、左欄にコード（数字 2 桁、例：０６）、右欄に名称（例：総合工事業）を記入してください。
電話番号	報告書を取りまとめた担当者に連絡のつく電話番号を記入してください。
担当者名	報告書を取りまとめた担当者名を記入してください（担当部署名でも可）。報告書の内容について確認するため行政庁から連絡する場合があります。
番号	連番の番号を記入してください。積替え保管で区間を区切って 2 以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。
産業廃棄物の種類及びコード	コード表②より産業廃棄物の種類を選択し、上欄に名称、下欄にコード（数字 4 桁）を記入してください。　例：「コンクリート塊」、「１５０１」　（注）例えば、石綿含有スレート板の産業廃棄物の種類は「その他のがれき類」ですが、石綿含有産業廃棄物であるため、「その他のがれき類」とは別の品目として別の行に区分して「その他のがれき類（石綿含有産業廃棄物）」「２４４０」として記載してください。
排出量（t）	実際に委託した産業廃棄物の重量（ｔ）を記入してください。（トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば、小数点以下 3 桁まで記載は可。） 重量がわからない場合は体積をもとに別添の換算表を使って換算してください。
管理票の交付枚数	「産業廃棄物の種類及びコード」の区分、運搬受託者、処分受託者等ごとに、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付枚数を記入してください。
運搬受託者の許可番号	運搬受託者の許可番号を数字 **11 桁又は 10 桁**で記入してください。運搬受託者は積む場所と降ろす場所の両方で許可を有していなければなりませんが、ここでは積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみ記入してください。
運搬受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を（株）や（有）などまで記入してください。
運搬先の住所及びコード	運搬先の住所を上欄に、コード表③より選んだ地域コード（数字 5 桁）を下欄に記入してください。都道府県名から記載してください。
処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の許可番号を数字 **11 桁又は 10 桁**で上欄に記入するとともに、当該処分場での処分方法をコード表④より選択した処分方法コード（数字 3 桁）を下欄に記入してください。（注）焼却処分を委託して生じた燃え殻を、二次処分として別の最終処分場にて埋立て処分した場合、一次処分の焼却の「204」を記載してください。
処分受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を（株）や（有）などまで記入してください。
処分場所の住所及びコード	処分場所の住所及びコード表③より選んだ地域コード（数字 5 桁）を記入してください。ただし、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はありません。

報告用紙（規則様式第3号）

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成　　年度）

平成　　年　月　日

大阪府知事　殿
（市長）

報告者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第６項の規定に基づき、平成　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称							業種及びコード	コード	業種
事業場の所在地						電話番号		担当者名	
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量（ｔ）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード

備考
1　この報告書は、前年４月１日から３月３１日までに交付した産業廃棄物管理票について６月３０日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が２以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列４番）

別添　産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

※ この換算係数はあくまで参考値です。換算する際には、実際の産業廃棄物の性状を加味してください。

産業廃棄物の種類	換算係数（t/m³）
がれき類（建設業）	1.48
ガラスくず、コンクリートくず（建設業からのものは除く）、陶磁器くず	1.00
廃プラスチック類	0.35
金属くず	1.13
ゴムくず	0.52
汚泥	1.10
紙くず	0.30
木くず	0.55
繊維くず	0.12
建設混合廃棄物	0.26
廃石綿等（飛散性）	0.30
燃え殻	1.14
廃油	0.90
廃酸	1.25
廃アルカリ	1.13
動植物性残渣（食品、医薬品、香料製造業において原料に使用したもの）	1.00
鉱さい	1.93
動物の糞尿	1.00
動物の死体	1.00
ばいじん	1.26
13 号廃棄物	1.00
動物系固形不要物	1.00
廃電気機械器具	1.00
感染性廃棄物	0.30

（出典）「産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）」（平成 18 年 12 月 27 日付環境省通知）

（備考）重量（ｔ）への換算結果もトン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば、小数点以下 3 桁まで記載は可。

コード表①　業種コード

業種コード	業種（中分類）	備　　考
０６	**総合工事業**	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
０７	**職別工事業**（設備工事業を除く）	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業
０８	**設備工事業**	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業（さく井工事業を除く）、機械器具設置工事業、その他の設備工事業（※さく井工事業を含む）

コード表②　主な建設廃棄物等の種類とコード番号

分類		種類	コード	建設廃棄物の主な具体例
産業廃棄物	安定型産業廃棄物	がれき類		
		コンクリート塊	1501	コンクリート破片
		アスファルト・コンクリート塊	1502	アスファルト・コンクリート破片
		その他のがれき類	1500	ブロック破片、レンガ、モルタルくず、瓦くず
		石綿含有産業廃棄物	2440	石綿含有スレート板
		廃プラスチック類	0600	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、廃シート類、廃合成ゴム
		石綿含有産業廃棄物	2430	石綿含有ビニル床タイル
		金属くず	1200	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安塀くず
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1300	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず (注)廃石膏ボードは管理型産業廃棄物
		石綿含有産業廃棄物	2420	石綿含有ケイ酸カルシウム板
		建設混合廃棄物(安定型) (安定型と管理型のコード番号は同じになっております。)	2000	発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物で安定型産業廃棄物以外の廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード等)を含まないもの
		石綿含有産業廃棄物	2410	発生段階から一体不可分の石綿含有物を含む建設混合廃棄物(安定型)
	安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物	汚泥	0200	含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物 掘削物を標準仕様ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね200kN/㎡以下または一軸圧縮強度がおおむね50 kN/㎡以下)。 具体的には、場所打杭工法、泥水シールド工法等で生じる廃泥水。
		木くず	0800	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、木造解体材等)
		紙くず	0700	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)
		繊維くず (※天然繊維のみ)	0900	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる天然繊維くず(具体的には畳、天然繊維系廃ウエス、縄、ロープ類)
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1300	廃石膏ボード
		石綿含有産業廃棄物	2420	石綿含有廃石膏ボード
		建設混合廃棄物(管理型) (安定型と管理型のコード番号は同じになっております。)	2000	発生段階から一体不可分の建設混合廃棄物で安定型産業廃棄物以外の廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず、石膏ボード等)を含むもの
		石綿含有産業廃棄物	2410	発生段階から一体不可分の石綿含有物を含む建設混合廃棄物(管理型)
		燃え殻	0100	燃え殻、焼却灰(基準を超える有害物質を含まないもの)
		廃油	0300	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ
		廃酸	0400	硫酸、塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性液体
		廃アルカリ	0500	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	特別管理産業廃棄物	廃石綿等	7421	吹付けアスベスト、石綿保温材(飛散性アスベスト廃棄物)
		廃油	7010	揮発油類、灯油類、軽油類(概ね引火点70℃以下)
		廃油	7425	廃油(基準を超える有害物質を含むもの)
		燃え殻	7424	燃え殻、焼却灰(基準を超える有害物質を含むもの)
		汚泥	7426	汚泥(基準を超える有害物質を含むもの)

(注) この主な建設廃棄物等以外の産業廃棄物のコード番号については事業場向けの「マニフェスト交付等状況報告の手引き」(府のホームページ「エコギャラリー」等)を参照してください。

コード表③　運搬先・処分場所の地域コード

※下表にない市町村については、市町村の所在する都道府県のコードを使用してください。

コード	運搬先・処分場所
北海道	
01000	北海道
01100	札幌市
01202	函館市
01203	小樽市
01204	旭川市
東北	
02000	青森県
03000	岩手県
04000	宮城県
04100	仙台市
05000	秋田県
05201	秋田市
06000	山形県
07000	福島県
07203	郡山市
07204	いわき市
関東	
08000	茨城県
09000	栃木県
09201	宇都宮市
10000	群馬県
11000	埼玉県
11100	さいたま市
11201	川越市
12000	千葉県
12100	千葉市
12204	船橋市
13000	東京都
14000	神奈川県
14100	横浜市
14130	川崎市
14201	横須賀市
14209	相模原市
北陸・信越	
15000	新潟県
15201	新潟市
16000	富山県
16201	富山市
17000	石川県
17201	金沢市
18000	福井県
中部・東海	
19000	山梨県
20000	長野県
20201	長野市
21000	岐阜県
21201	岐阜市
22000	静岡県
22201	静岡市
22202	浜松市
23000	愛知県
23100	名古屋市
23201	豊橋市
23202	岡崎市
23211	豊田市
24000	三重県

コード	運搬先・処分場所
近畿（大阪府域は右参考）	
25000	滋賀県
26000	京都府
26100	京都市
28000	兵庫県
28100	神戸市
28201	姫路市
28202	尼崎市
28204	西宮市
29000	奈良県
29201	奈良市
30000	和歌山県
30201	和歌山市
中国	
31000	鳥取県
32000	島根県
33000	岡山県
33201	岡山市
33202	倉敷市
34000	広島県
34100	広島市
34202	呉市
34207	福山市
35000	山口県
35201	下関市
四国	
36000	徳島県
37000	香川県
37201	高松市
38000	愛媛県
38201	松山市
39000	高知県
39201	高知市
九州・沖縄	
40000	福岡県
40100	北九州市
40130	福岡市
40202	大牟田市
41000	佐賀県
42000	長崎県
42201	長崎市
42202	佐世保市
43000	熊本県
43201	熊本市
44000	大分県
44201	大分市
45000	宮崎県
45201	宮崎市
46000	鹿児島県
46201	鹿児島市
47000	沖縄県

コード	運搬先・処分場所
大阪府の区域の市町村 (大阪府の区域につきましては、 下記のコードを使用してください。)	
27100	大阪市
27201	堺市
27202	岸和田市
27203	豊中市
27204	池田市
27205	吹田市
27206	泉大津市
27207	高槻市
27208	貝塚市
27209	守口市
27210	枚方市
27211	茨木市
27212	八尾市
27213	泉佐野市
27214	富田林市
27215	寝屋川市
27216	河内長野市
27217	松原市
27218	大東市
27219	和泉市
27220	箕面市
27221	柏原市
27222	羽曳野市
27223	門真市
27224	摂津市
27225	高石市
27226	藤井寺市
27227	東大阪市
27228	泉南市
27229	四條畷市
27230	交野市
27231	大阪狭山市
27232	阪南市
27301	島本町
27321	豊能町
27322	能勢町
27341	忠岡町
27361	熊取町
27362	田尻町
27366	岬町
27381	太子町
27382	河南町
27383	千早赤阪村

コード表④　処分方法コード

処理方法の分類		処理方法コード	主な建設廃棄物の具体的な処理例
再　生 （最終処分）	再使用（リユース）	101	
	素材再生	102	コンクリート塊、アスファルト塊の再資材化 廃プラスチック、ガラスくずの再原料化 石膏ボード（ガラスくず・陶磁器くず等）の再原料化
	他用途原材料化	103	木くずのチップ化（パーティクルボード等の材料） 汚泥のセメント原料としての利用
	燃料化	104	木くずのチップ化（木くずボイラーの燃料） ＲＰＦ，ＲＤＦへの処理
	コンポスト化（堆肥化）	105	除根材のチップ化（堆肥の原料）
	その他再生	106	汚泥の改良土への再生
中間処理	脱水	201	汚泥のフィルタープレスによる脱水
	機械乾燥	202	汚泥の乾燥炉による乾燥
	天日乾燥	203	
	焼却	204	畳（繊維くず）、建設混合廃棄物（管理型）の焼却
	油水分離	205	
	中和	206	
	破砕	207	ブロック破片、瓦くず（その他のがれき類）の破砕 廃プラ、ガラスくず、木くずの破砕
	圧縮	208	
	溶融	209	廃石綿等の溶融処理による無害化
	選別	210	廃プラ、金属くず等の機械選別
	固形化	211	
	ばい焼	212	
	分解	213	
	洗浄	214	
	滅菌	215	
	消毒	216	
	煮沸	217	
	その他中間処理	299	
埋立て等 （最終処分）	安定型埋立	302	スレート板（その他のがれき類（石綿含有産業廃棄物））の直接埋立て
	管理型埋立	303	廃石綿等の直接埋立て
	遮断型埋立	304	

電子マニフェストについて

電子マニフェストとは、紙マニフェストに代えて、排出事業者及び処理業者が情報処理センターのコンピューターに接続し、産業廃棄物の委託処理の流れをコンピューターにより管理するものです。

国はIT戦略本部（本部長：内閣総理大臣）で決定した「IT新改革戦略」において、平成22年度までに電子マニフェストの普及率を50%にすることを目標として取組んでおり、関係各方面に強力に働きかけているところです。

電子マニフェストは排出事業者にとっても多くの利点があり、今後より一層の普及促進が求められています。

〔排出事業者にとっての利点〕

- 情報管理の透明性や合理化につながる。
- 偽造がしにくいため、不法投棄等の不適正処理の防止につながる。
- 電子マニフェスト利用分は、マニフェスト交付等状況報告を情報処理センターが代わって行うため、事業者からの報告が不要になる。

※ただし、一部紙マニフェストを使用している場合は、その分については報告していただく必要があります。

また、財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターでは、電子マニフェストの所定の利用契約を締結する加入者に対しては、所定の条件により、加入者が紙マニフェストの情報を処理振興センターにアップロードすれば、処理振興センターから集計結果を電子マニフェストの集計結果と同様の様式の電子情報で加入者にダウンロードしていただけます。

※ 集計結果のダウンロード等のサービスについては財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターへ直接お問合せください。

〔電子マニフェスト等に関する問合せ先〕

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL ：03−5811−8296 ホームページhttp://www.jwnet.or.jp

（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物処理法第13条の2に基づき環境大臣が電子マニフェスト制度の運営主体として指定する「情報処理センター」です。）

マニフェストの集計支援システムについて

大阪府では、電子マニフェストシステムに加入されていない事業者の皆様が交付した産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）のデータを集計して、マニフェスト交付等状況報告書を印刷し、さらに、これの電子申請システム用の電子データファイルを作成することができる支援システムを無償で提供しております。紙マニフェストを利用されている事業者の方でインターネットに接続したパソコンをお持ちの方はこの支援システムをダウンロードしてご活用ください。

→マニフェスト集計支援システムのダウンロード

http://www.epcc.pref.osaka.jp/shidou/to-jigyousya/waste/sanpai/system/index.html

→マニフェスト集計システムの操作マニュアル（建設業者向け）

http://www.pref.osaka.jp/waste/sub3.html

支援システムで集計、印刷したマニフェスト交付等状況報告書は、そのまま紙情報として郵便等で報告するものに利用していただけます。

また、大阪府には下記のとおり、この支援システムで作成した電子データファイルを直接添付して電子申請していただくこともできます。

大阪府へは電子申請システムによる提出が可能です

■ 大阪府へは、電子申請システムを用いて、所定の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（電子申請様式）」等の電子情報を添付して提出していただくこともできます。

建設業に係るマニフェスト交付等状況報告書の大阪府への電子申請システムのＵＲＬは

→http://www3.shinsei.pref.osaka.jp/eas/s/index.do?tetudukiid=2007100009

■ **電子申請システム添付用の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の様式**

大阪府へ電子申請システムにより報告をしていただく場合は、次のいずれかの様式を添付して提出してください。

① 前述のマニフェスト集計支援システムにより集計したマニフェスト交付等状況報告の電子データ（ＣＳＶファイル）

② インターネットに接続したパソコンにより下記から入手した「産業廃棄物管理票交付等状況報告書（電子申請様式）」（エクセルファイル）

- この様式では、各社の独自のシステム等で集計した集計結果を、大阪府所定のエクセル形式の様式に入力していただいたものを添付して電子申請システムを用いて提出していただくことができます。
- 「産業廃棄物管理票交付等状況報告（電子申請様式）」（エクセルファイル）への記入は、前述の記入要領（P3）及び次ページの記入例を参照して行ってください。

大阪府への建設業に係る「産業廃棄物管理票交付等状況報告（電子申請様式）」の入手は

大阪府のホームページ「おおさかの廃棄物」//「産業廃棄物」からできます。

→http://www.pref.osaka.jp/waste/sub3.html

建設業の記入例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 20 年度）
（電子申請様式）

平成 20年 6月15日

大阪府知事　　様

（報告者）
住所　大阪府大阪市○○区1－2－3
氏名　霞ヶ関建設㈱大阪支店
支店長　大阪　次郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号　06-0000-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成 19 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

	報告者				事業場			業種及びコード		産業廃棄物の種類		排出量	単位	管理票交付枚数	区間1運搬受託					処分受託					区間2運搬受託				
	住所	名称	氏名	電話番号	名称	所在地	電話番号	コード	業種	コード	名称	トン未満は原則四捨五入、ただし、小数点以下3桁まで可		産業廃棄物の種類等の区分ごとの枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の所在地及びコード			処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の所在地		処分方法コード	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の所在地		
建設業の場合の備考	各行政庁の所管区域内の作業所（現場）を総括的に管理する支店等の住所	各行政庁の所管区域内の作業所（現場）を総括的に管理する支店等の名称	支店等の代表者の役職・氏名	報告担当部署の電話番号（担当部署）	記入例1：○○市管轄内事業所 記入例2：大阪府管轄内事業場	市町村コード	記入例1：○○市管轄区域内 記入例2：大阪府管轄区域内	06 07 08	総合工事業 職別工事業 設備工事業	同右	コード表②主な建設廃棄物等の種類とコード番号				11桁又は10桁	許可証の記載名義どおり記載	コード表③	都道府県名から記載	11桁又は10桁	許可証の記載名義どおり記載	コード表③	都道府県名から記載	コード表④	11桁又は10桁	許可証の記載名義どおり記載	コード表③	都道府県名から記載	
記載例①	大阪府大阪市○○区1－2－3	霞ヶ関建設㈱ 大阪支店	支店長 大阪 次郎	00-0000-0000（環境安全課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	06	総合工事業	1501	コンクリート塊	5,000.000	t	800	2700123456	○○運送㈱	27100	大阪府大阪市××区××1－2－3	6620123456	㈱××環境			102					
大阪市内の支店が統括管理	大阪府大阪市○○区1－2－3	霞ヶ関建設㈱ 大阪支店	支店長 大阪 次郎	00-0000-0000（環境安全課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	06	総合工事業	1501	コンクリート塊	1,000.000	t	150	2700123456	○○運送㈱	27201	大阪府堺市○区○○町1－2－3	6720123456	○○建材（協）			102	処分先が異なる場合の記載例				
	大阪府大阪市○○区1－2－3	霞ヶ関建設㈱ 大阪支店	支店長 大阪 次郎	00-0000-0000（環境安全課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	06	総合工事業	2000	建設混合廃棄物（安定型）	100.000	t	20	2700123456	○○運送㈱	27227	大阪府東大阪市○○町1－1－1	2720123456	産廃破砕工業㈱			207	6810123456	○○運送㈱	27213	大阪府泉佐野市○○町1－1－1	
	大阪府大阪市○○区1－2－3	霞ヶ関建設㈱ 大阪支店	支店長 大阪 次郎	00-0000-0000（環境安全課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	06	総合工事業	2000	建設混合廃棄物（管理型）	100.000	t	20	2700123456	○○運送㈱	27227	大阪府東大阪市○○町1－1－1	2720123456	産廃破砕工業㈱			207	6800123456	㈱□□組	27213	大阪府泉佐野市○○町1－1－1	
													t															
記載例② 自家運搬の場合	兵庫県神戸市○○区1－1－1	○○内装 ㈱神戸支店	支店長 神戸 三郎	078-000-0000（安全管理課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	07	職別工事業	0800	木くず	500.000	t	100	2700000000	○○建設㈱	27202	大阪府岸和田市○○町1－2－3	2720000000	○○木材産業㈱			103					
神戸市内の支店が統括管理	兵庫県神戸市○○区1－1－1	○○内装 ㈱神戸支店	支店長 神戸 三郎	078-000-0000（安全管理課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	07	職別工事業	0800	木くず	100.000	t	20		自家運搬			2720000000	○○木材産業㈱	27202	大阪府岸和田市○○町1－2－3	103					
													t															
記載例③ 処分先がフェニックスの場合	大阪府堺市○○区1－1－1	霞ヶ関建設㈱ 大阪南支店	支店長 堺屋 ○一	072-000-0000（環境安全課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	06	総合工事業	1500	その他のがれき類	500.000	t	100	2700000000	（有）○○組	27214	大阪府富田林市○○町2－2－2	2720123456	㈱××工業			207					
堺市内の支店	大阪府堺市○○区1－1－1	霞ヶ関建設㈱ 大阪南支店	支店長 堺屋 ○一	072-000-0000（環境安全課）	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	06	総合工事業	2440	その他のがれき類（石綿含有産業廃棄物）	100.000	t	20	2700000000	（有）○○組	27206	大阪府泉大津市夕凪町地先		大阪湾広域臨海整備センター（フェニックス）泉大津基地			303	石綿含有産業廃棄物の記載例				
													t							※フェニックスは番号なし								
記載例④	京都府京都市○○区1－1－1	㈱ □□設備建設 京都営業所	所長 嵯峨野 四郎	075-000-0000	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	08	設備工事業	0600	廃プラスチック	500.000	t	100	2700000000	×× ××（個人業者）	27100	大阪府大阪市○○区○○1－2－3	6620123456	資源再生工業㈱			102					
京都市内の営業所	京都府京都市○○区1－1－1	㈱ □□設備建設 京都営業所	所長 嵯峨野 四郎	075-000-0000	大阪府管内事業場	27000	大阪府管轄区域内	08	設備工事業	0600	廃プラスチック	50.000	t	10	2700000000	×× ××（個人業者）	27100	大阪府大阪市○○区○○1－2－3	6620123456	資源再生工業㈱			207					
													t															

	区間3運搬受託				区間4運搬受託				区間5運搬受託			
	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の所在地		運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の所在地		運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の所在地	
建設業の場合の備考	11桁又は10桁	許可証の記載名義どおり記載	コード表③	都道府県名から記載	11桁又は10桁	許可証の記載名義どおり記載	コード表③	都道府県名から記載	11桁又は10桁	許可証の記載名義どおり記載	コード表③	都道府県名から記載
記載例①												
大阪市内の支店が統括管理												
記載例② 自家運搬の場合												
神戸市内の支店が統括管理												
記載例③ 処分先がフェニックスの場合												
堺市内の支店												
記載例④												
京都市内の営業所												

積み替え保管の記載例
積み替え保管場所
大阪府管轄区域内は27000
第2区間の収集運搬業者（第1区間と異なる例）
※自家運搬の場合「自家運搬」と記載してください
自家運搬の記載例
自家運搬の場合記載

（注）記載していただく産業廃棄物の種類等が多く行が足りない場合は右クリック「挿入」により行を追加してください。

建設業者のマニフェスト交付等状況報告にかかる

問合せ・報告書の提出先

■ 大阪市
堺市
高槻市
東大阪市 以外の**大阪府**域の「作業所（工事現場）」にかかる報告等

大阪府　環境農林水産部　循環型社会推進室　産業廃棄物指導課
〒540-8570（大阪府庁専用郵便番号のため、郵便物は住所を記載しなくても届きます。）
（なお、住所は　大阪市中央区大手前 2 丁目　大阪赤十字会館 7 階　です。）
TEL 06-6941-0351（内線 3824、3825）又は 06-6944-9230(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)　FAX 06-6944-6719

建設業にかかるマニフェスト交付等状況報告の大阪府への電子申請システムのＵＲＬはこちら
http://www3.shinsei.pref.osaka.jp/eas/s/index.do?tetudukiid=2007100009
なお、建設業にかかる電子申請システム添付用の報告様式は、大阪府のホームページ「おおさかの廃棄物」//「産業廃棄物」から入手できます。　→http://www.pref.osaka.jp/waste/sub3.html

※　建設業者、産業廃棄物処理業者以外の事業場の窓口は、
大阪府　環境農林水産部　環境管理室　事業所指導課
〒540-8570　大阪市中央区大手前 2 丁目　国民会館・住友生命ビル 5 階
TEL 06-6941-0351（内線 3865，3866，3873～7）　FAX　06-6944-6715

建設業者、産業廃棄物処理業者を除く事業場にかかるマニフェスト交付等状況報告の大阪府への電子申請はこちら
http://www3.shinsei.pref.osaka.jp/eas/s/index.do?tetudukiid=2007080003

■ **大阪市**内の「作業所（工事現場）」にかかる報告等
大阪市　環境局　事業部　産業廃棄物排出事業者担当
〒545-8550　大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号　あべのルシアス　13 階
TEL 06-6630-3287　FAX　06-6630-3581

■ **堺市**内の「作業所（工事現場）」にかかる報告等
堺市　環境局　環境共生部　環境指導課
〒590-0078　堺市堺区南瓦町 3 番 1 号　堺市役所高層館 5 階
TEL 072-228-7474（ダイヤルイン）　FAX　072-228-7317

■ **高槻市**内の「作業所（工事現場）」にかかる報告等
高槻市　環境部　環境政策室　産業廃棄物指導課
〒569-0067　高槻市桃園町 2 番 1 号　高槻市役所本館 5 階
TEL 072-674-7587　FAX　072-661-3198

■ **東大阪市**内の「作業所（工事現場）」にかかる報告等
東大阪市　環境部　産業廃棄物対策課
〒577-8521　東大阪市荒本北 50 番地の 4　東大阪市役所 7 階
TEL 06-4309-3207～8（ダイヤルイン）　FAX　06-4309-394